

健康保険 被保険者報酬月額変更届  
 厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届


令和 年 月 日提出

提出者記入欄

健康保険  
被保険者証記号  
厚生年金保険  
事業所整理記号

事業所所在地  
事業所名称  
事業主氏名  
電話番号

受付印

社会保険労務士記載欄  
氏名等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 個人番号(基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月 報酬月額		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑩ 備考	
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 平均額	⑮ 修正平均額	⑯ 決定後 標準報酬 月額	

1	① 健	② 厚	③ 5.昭和 7.平成	④ 年 月 日	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑩ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 ( ) 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他( )
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 平均額	⑮ 修正平均額		
	月	日	円	円	円	円	円	円	
	月	日	円	円	円	円	円	円	

2	① 健	② 厚	③ 5.昭和 7.平成	④ 年 月 日	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑩ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 ( ) 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他( )
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 平均額	⑮ 修正平均額		
	月	日	円	円	円	円	円	円	
	月	日	円	円	円	円	円	円	

3	① 健	② 厚	③ 5.昭和 7.平成	④ 年 月 日	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑩ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 ( ) 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他( )
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 平均額	⑮ 修正平均額		
	月	日	円	円	円	円	円	円	
	月	日	円	円	円	円	円	円	

4	① 健	② 厚	③ 5.昭和 7.平成	④ 年 月 日	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑩ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 ( ) 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他( )
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 平均額	⑮ 修正平均額		
	月	日	円	円	円	円	円	円	
	月	日	円	円	円	円	円	円	

5	① 健	② 厚	③ 5.昭和 7.平成	④ 年 月 日	⑤ 健	⑥ 厚	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑩ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 ( ) 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他( )
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 平均額	⑮ 修正平均額		
	月	日	円	円	円	円	円	円	
	月	日	円	円	円	円	円	円	

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

※ 〇部分には、記入しないでください。

# 健康保険 被保険者標準報酬改定通知書

令和 年 月 日提出

下記のとおり標準報酬を改定されたので通知します。

令和 年 月 日

健康保険組合理事長 印

提出者記入欄	健康保険 被保険者証記号	
	厚生年金保険 事業所整理記号	
	事業所所在地	〒 -
	事業所名称	
	事業主氏名	様
電話番号	( )	

社会保険労務士記載欄
氏名等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑪個人番号(基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫ 備考	
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計	⑮ 平均額		
			⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額				決定後標準報酬月額		

1	① 健康保険 ⑤ 健康	② 厚生年金 ⑥ 厚生	③ 5.昭和 7.平成	年	月	日	④	年	月	⑪	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 ( ) 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他( )
	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額	円				⑩ 総計	円		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	円	⑫ 現物	円	⑬ 合計(⑪+⑫)	円	⑭ 平均額	円	
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	

2	① 健康保険 ⑤ 健康	② 厚生年金 ⑥ 厚生	③ 5.昭和 7.平成	年	月	日	④	年	月	⑪	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 ( ) 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他( )
	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額	円				⑩ 総計	円		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	円	⑫ 現物	円	⑬ 合計(⑪+⑫)	円	⑭ 平均額	円	
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	

3	① 健康保険 ⑤ 健康	② 厚生年金 ⑥ 厚生	③ 5.昭和 7.平成	年	月	日	④	年	月	⑪	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 ( ) 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他( )
	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額	円				⑩ 総計	円		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	円	⑫ 現物	円	⑬ 合計(⑪+⑫)	円	⑭ 平均額	円	
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	

4	① 健康保険 ⑤ 健康	② 厚生年金 ⑥ 厚生	③ 5.昭和 7.平成	年	月	日	④	年	月	⑪	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 ( ) 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他( )
	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額	円				⑩ 総計	円		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	円	⑫ 現物	円	⑬ 合計(⑪+⑫)	円	⑭ 平均額	円	
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	

5	① 健康保険 ⑤ 健康	② 厚生年金 ⑥ 厚生	③ 5.昭和 7.平成	年	月	日	④	年	月	⑪	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 ( ) 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他( )
	⑦ 昇(降)給	1. 昇給 2. 降給	⑧ 遡及支払額	円				⑩ 総計	円		
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	円	⑫ 現物	円	⑬ 合計(⑪+⑫)	円	⑭ 平均額	円	
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	

ア. この通知書でわからないことがあるときは、当組合へお尋ねください。  
 イ. この通知書の決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は決定の取消しの訴えを提起することができます。  
 再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省)内)に対して行うことができ、決定の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)  
 なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。  
 ウ. この通知書を受取ったら、すみやかに決定された標準報酬などをそれぞれの被保険者に通知しなければなりません。

様式コード  
2 2 2 1

健康保険 被保険者報酬月額変更届  
厚生年金保険  
厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届



令和 年 月 日提出

受付印

提出者記入欄

健康保険被保険者証記号  
厚生年金保険事業所整理記号

事業所所在地  
事業所名称  
事業主氏名  
電話番号

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

〒 -

社会保険労務士記載欄

氏名等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 個人番号(基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑩ 備考	
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑪ 合計(⑩+⑪)		⑫ 総計			
			⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額			⑬ 平均額	⑭ 修正平均額	⑮ 決定後標準報酬月額	

※⑦個人番号欄には70歳以上被用者の方のみ記入してください。なお、個人番号を記入できない場合は、基礎年金番号(10桁、左詰め)を記入してください。

1	① 健康保険番号	② 氏名	③ 昭和/平成	④ 年/月/日	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑩ 備考
	⑤ 従前標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇給/降給	⑧ 遡及支払額	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑩+⑪)	⑭ 総計	⑮ 平均額
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑩+⑪)	⑭ 総計	⑮ 平均額

2	① 健康保険番号	② 氏名	③ 昭和/平成	④ 年/月/日	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑩ 備考
	⑤ 従前標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇給/降給	⑧ 遡及支払額	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑩+⑪)	⑭ 総計	⑮ 平均額
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑩+⑪)	⑭ 総計	⑮ 平均額

3	① 健康保険番号	② 氏名	③ 昭和/平成	④ 年/月/日	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑩ 備考
	⑤ 従前標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇給/降給	⑧ 遡及支払額	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑩+⑪)	⑭ 総計	⑮ 平均額
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑩+⑪)	⑭ 総計	⑮ 平均額

4	① 健康保険番号	② 氏名	③ 昭和/平成	④ 年/月/日	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑩ 備考
	⑤ 従前標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇給/降給	⑧ 遡及支払額	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑩+⑪)	⑭ 総計	⑮ 平均額
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑩+⑪)	⑭ 総計	⑮ 平均額

5	① 健康保険番号	② 氏名	③ 昭和/平成	④ 年/月/日	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑩ 備考
	⑤ 従前標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇給/降給	⑧ 遡及支払額	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑩+⑪)	⑭ 総計	⑮ 平均額
	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨	⑫ 現物	⑬ 合計(⑩+⑪)	⑭ 総計	⑮ 平均額

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。